

安全衛生専門員の勤務条件

項目	内 容
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都教育庁総務部総務課 (東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎16階) ※ 業務の都合により出張が命じられ、出張先で勤務する場合があります。
職務内容	(1) 公務災害(通勤災害含む)及び労働災害に関する業務 (2) 職場の安全衛生に関する業務 (3) 学校の安全安心の推進に関する業務 (4) 事務補助(データ入力や集計、文書や資料の作成、連絡調整 等) (5) その他の業務
応募資格 ・求められる能力	(1) 以下いずれかの要件を満たすこと。 ①官公庁での職場の安全衛生管理に関する実務経験 ②医療機関での医療事務の実務経験 ③衛生管理者の資格を有していること (2) 公務災害や労働安全衛生法等の制度・関連法令を熟知していること。 (3) Word、Excel、Power Point 等を活用して資料を作成できる能力 (4) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる能力 (5) 意欲をもって業務に取り組むとともに、円滑に業務を遂行するコミュニケーション能力 (6) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。
勤務日数	月16日 ※ 原則として土日、祝日、年末年始等は除く。
勤務時間	原則、以下の勤務パターンのうちから選択する。 (1) 午前8時から午後4時45分まで (2) 午後8時30分から午後5時15分まで (3) 午前9時から午後5時45分まで 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務有
休憩時間	原則として、正午から13時00分まで
休暇等	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬	月額 208,100円 ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり

○上記勤務条件等については、制度改革等に伴い変更となる場合があります。